

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年12月14日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下の理由により、本件処分を違法又は不当とするものである。

処分庁は、請求人に対し、請求人に資力が発生した平成29年5月23日以降、請求人の医療費が全額自己負担になることを伝えなかった。請求人は、医療費が全額自己負担であるなら医療機関に通院することはなかったのであるから、同日以降の医療費163,340円に相当する金額は返還対象外とすべきである。

したがって、本件処分において、返還決定額2,331,603円のうち163,340円に係る部分については違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 1 月 2 1 日	諮問
令和 2 年 1 月 2 0 日	審議（第41回第1部会）
令和 2 年 2 月 2 1 日	審議（第42回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金

品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(3) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。また、同法907条1項及び909条本文によれば、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができ、その遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（以下「問答集」という。）問13-6（答）(2)参照）。なお、この問答集の取扱いは、法の解釈・運用指針として合理的なものと認められる。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

実父は平成29年5月23日に死亡したことが認められることから、請求人において、同日時点で相続財産を得た、すなわち「資力」が発生したといえる。それにもかかわらず、請求人は、当該資力発生日（平成29年5月23日）から、現実に遺産を手にした日（平成30年11月22日）までの間、処分庁からの保護を受けていたことが認められる。

したがって、請求人については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにも関わらず、保護を受けたとき」の要件に該当するといえるのであるから、同条の規定が適

用され、請求人には、本件支給済み保護費の範囲内において処分庁が定めた額を処分庁へ返還する義務が生じたといえる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである。なお、これと同様の判断を示すものとして、東京高等裁判所判決（平成25年4月22日 裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）がある。上記の事実を踏まえると、処分庁が、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点は認められない。

(2) 本件処分による返還金額について

本件において、請求人に係る法63条の規定にいう「資力」の額は、遺産分割に基づき取得した9,098,880円から、必要経費としての行政書士への委託料及び振込手数料等合計214,656円を控除して得た額8,884,224円であるといえる。他方、本件支給済み保護費の合計額は、2,331,603円であることが認められる（別紙の表（「返還金額計算表」）の「支給済み保護費」参照）。そうすると、請求人において発生した資力は、本件支給済み保護費を上回ることが認められるのであるから、請求人が「資力があるにもかかわらず」受給した保護費は、本件支給済み保護費全額の2,331,603円であるといえる。

したがって、当該金額を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ、違算も認められないから、返還決定額の算出について違法又は不当とすべき点はない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、医療券を用いて医療機関の診察を受ける等の現物給付による医療行為を受けることは、法に基づく保護の一種であり（法11条4号、15条、34条参照）、法63条の規定に基づく費用返

還の対象であることは明らかである。

また、生活保護における医療扶助による医療の給付は、法令等に基づく適正な基準によりなされるものであり、請求人も医療を受ける必要のあることから、医療機関の診察を受けたものである。

したがって、請求人の主張は失当である。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)